

山梨県公報

号外第十一号

平成二十九年

三月十四日

火 曜 日

目 次

○山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例……………一
○山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………二四

条例のあらまし

- **山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例**(条例第四号)(行政経営管理課)
- 1 指定管理者の指定を取り消した場合等の施設の適切な管理を図るため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 知事等は、次の場合には、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に施設の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。
 - (1) 指定管理者の指定を受けるものがないとき。
 - (2) 指定管理者を指定することができないとき。
 - (3) 指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - (二) (一)により知事等が施設の管理の業務を行う場合における施設の利用の承認及び使用料の徴収に関する規定を設ける。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - **山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例**(条例第五号)(子育て支援課)
 - 1 子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日(平成二十九年三月三十一日)を平成三十年三月三十一日に改めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例をここに公布す

る。

平成二十九年三月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四号

山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例

(山梨県都市公園条例の一部改正)

第一条 山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第九条第一項中「限る」の下に「。第二号において同じ」を加える。

第十四条第四項を削る。

第十六条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の利用料金を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十四条第四項の利用料金を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十四条第一項又は第二項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く)を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第三章中第十七条の次に次の一条を加える。

(知事による管理)

第十七条の二 第十条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第十一条に規定する都市公園の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第十四条第一項及び第二項の規定による承認が含まれるときに限る。)における同条及び第十五条の規定の適用については、第十四条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十五条中「有料公園施設を管理する指定管理者は、当該」とあるのは「知事は、」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止

を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、第十四条第一項又は第二項の承認を受けた者は、第十六条の規定にかかわらず、別表第六に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対して既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

4 前項の場合における別表第六の規定の適用については、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料金限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。

5 第九条第二項及び第三項の規定は、第三項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十七条の二第三項」と、同条第三項ただし書中「許可を」とあるのは「承認を」と、「当該許可に係る行為」とあるのは「当該承認に係る利用又は広告の表示」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第十四条第一項及び第十六条第一項の規定の適用については、第十四条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認については第十七条の二第三項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

第二十八条中「若しくは第十四条第一項若しくは第二項の承認」を「又は第十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十七条の二第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の承認（第四号及び次条において「利用承認」という。）」に改め、同条第三号中「が第十四条第一項」を「又は知事が第十四条第一項（第十七条の二第二項において読み替えて適用する場合を含む。別表第六第七号の表備考2において同じ。）」に改め、同条第四号中「が第十五条」を「又は知事が第十五条（第十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第十四条第一項又は第二項の承認」を「利用承認」に改める。

第二十九条中「第十四条第一項若しくは第二項の承認」を「利用承認」に改める。別表第六中「第十六条関係」を「第十六条、第十七条の二関係」に改め、同表第一号イの表体育館（本館競技場）の項及び体育館（別館競技場）の項中「利用料金の」を削り、同号ハの表スポーツ会館（宿泊施設）の項中「利用料金の限度額」を「額」に改める。

別表第六第二号イの表球技場の項中「利用料金の」を削り、同表体育館（本館競技場）の項及び体育館（別館競技場）の項中「利用料金の額」を「額」に、「利用料金

の限度額」を「額」に改め、同表体育館（トレーニング室）の項中「利用料金の限度額」を「額」に改め、同表武道館（競技場）の項及び武道館（第一武道場、第二武道場、弓道場及び相撲場）の項中「利用料金の額」を「額」に、「利用料金の限度額」を「額」に改め、同号ロの表中「利用料金の」を削る。

別表第六第三号イの表体育館（本館競技場）の項及び体育館（別館競技場）の項中「利用料金の」を削る。

別表第六第六号イの表中「上記利用料金の限度額」を「上記の額」に、「当該利用料金の限度額」を「当該上記の額」に改め、同表備考1及び2並びに同号ロの表備考中「利用料金の限度額」を「額」に改める。

別表第六第九号の表中「半日の利用料金」を「半日の額」に、「利用料金の限度額」を「額」に改める。

別表第六第十号の表中「利用料金の限度額」を「額」に改める。

第二条 山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「利用を承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第八条に次の四項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、管理者は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、前項に規定する丘の公園の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

4 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第十一条第一項に規定する利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第六条第一項の承認を受けた者は、第十一条第一項から第三項までの規定にかかわらず、管理者に対し、別表第二に定める額の範囲内において管理者が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条第四項及び第五項並びに別表第二の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第四項ただし書及び第五項中「指定管理者」とあるのは「管理者」とする。

6 第三項の規定により管理者が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第十一条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。この場合において、当該承認について第八条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

第十一条中第四項を第五項とし、同条第三項中「指定管理者が既に」を「既に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「利用者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第六条第一項の承認を受けた者（第四項において「利用者」という。）は、指定管理者に対し、当該承認に係る丘の公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

第十四条中「第十条第一号の規定によりその例によることとされる第六条第一項の承認」を、「第六条第一項の承認（第八条第一項の規定により指定管理者が行うものを含む。以下この条及び次条において「利用承認」という。）に改め、同条各号を次のように改める。

一 管理者又は指定管理者が利用承認をしようとする場合

二 管理者（第八条第一項の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合にあつては、指定管理者）が第七条の規定による利用承認の取消し又は利用の停止若しくは制限をしようとする場合

第十五条中「第十条第一号の規定によりその例によることとされる第六条第一項の承認」を「利用承認」に改める。

別表第二中「第十一条関係」を「第八条、第十一条関係」に改める。

（山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部改正）

第三条 山梨県立青少年センター設置及び管理条例（昭和四十五年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「まで」の下に「の日」を加える。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「センターを利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十六条とする。第十四条中「第八条第一項の承認」を、「第八条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条、次条及び別表において「利用承認」という。）に改め、同条第一号中「が第八条第一項の承認」を「又は知事が利用承認」に改め、同条第二号中「が第九条」を「又は知事が第九条（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。（知事による管理）

第十四条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条第三項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条、第十二条及び別表の規定の適用については、第十条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」と

する。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第十条関係」を「第十条、第十四条関係」に改め、同表第一号の備考3中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改める。

(山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同項第五号中「第十四条第三項及び第十五条第二項」を「第十五条第三項及び第十六条第二項」に改め、同条第三項を削る。

第十条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「キャンプ場を利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るキャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条中「の承認若しくは第十四条第一項」を「(第十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)若しくは第十五条第一項」に改め、同条第一号中「が第八条第一項の承認」を「又は知事が利用承認」に改め、同条第二号中「が第九条」を「又は知事が第九条(第十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条第三号及び第四号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とする。

第十四条第三項中「第一項の」を「同項の」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「の各号」を削り、同条第五号中「はり紙又ははり札」を「貼紙又は貼札」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(知事による管理)

第十三条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定することの国の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項の規定の適用については、同項中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にキャンプ場の利用の承認が含まれるときに限る。)における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表第二に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条及び別表第二の規定の適用については、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十三条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表第二中「第十条関係」を「第十条、第十三条関係」に改める。

(山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正)

第五条 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例(昭和四十八年山梨県条例第十号)の

一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「まで」の下に「の日」を加える。

第九条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十一条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「少年自然の家を利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第九条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る少年自然の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第九条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「、第九条第一項の承認」を「、第九条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)」に改め、同条第一号中「が第九条第一項の承認」を「又は教育委員会が利用承認」に改め、同条第二号中「が第十条」を「又は教育委員会が第十条(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第九条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(教育委員会による管理)

第十四条 第五条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第六条に規定する少年自然の家の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第八条第二項の規定の適用については、同項中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合)にあっては、当該停止を命じた業務に少年自然の家の利用の承認が含まれるときに限る。)における第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、

当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合)にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、第九条第一項の承認を受けた者は、第十一条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十二条及び別表の規定の適用については、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第九条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十一条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認については第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第十一条関係」を「第十一条、第十四条関係」に改める。

(山梨県立青い鳥老人ホーム設置及び管理条例の一部改正)

第六条 山梨県立青い鳥老人ホーム設置及び管理条例(昭和五十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第八条第一項」を「第八条第一項第一号、同条第三項第一号及び第十条第二項第一号」に改め、同条第三号中「第八条第二項」を「第八条第一項第二号、同条第三項第二号及び第十条第二項第二号」に改める。

第八条を次のように改める。

(利用料金)

第八条 次に掲げる者は、指定管理者に対し、老人ホームの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

一 特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者
二 介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

一 特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者 介護保険法第四十一条第四

項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

- 二 介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者 介護保険法第五十三條第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- 三 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項に規定する利用料金の額を徴収した場合における同項各号に掲げる者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第十條を第十一條とし、第九條の次に次の一條を加える。

(知事による管理)

第十條 第五條の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四條の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第六條に規定する老人ホームの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、次の各号に掲げる者は、第八條第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 一 特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者 介護保険法第四十一條第四項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- 二 介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業を利用した者 介護保険法第五十三條第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- 三 前項の場合における第八條第四項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「第十條第二項」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「規則で定める場合は、利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正)

第七條 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同條に次の一項を加える。

- 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。
- 第十一條第三項中「承認に」の下に「ついて」を加え、同條に次の一項を加える。

4 教育委員会は、第一項の承認を受けた者が前條第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

第十二條第二項中「使用を承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同條に次の一項を加える。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

第十三條を削り、第十四條を第十三條とし、第十五條を第十四條とし、第十六條を第十五條とし、同條の次に次の一條を加える。

(教育委員会による管理)

第十六條 第五條の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四條の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第六條に規定する美術館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第八條第二項及び第九條第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第十條第一項の規定による美術品等の観覧の承認が含まれるときに限る。)における同條の規定の適用については、同條第一項、第二項及び第四項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第十二條第一項の規定による美術館の一般展示室、工房等の使用の承認が含まれるときに限る。)における同條の規定の適用については、同條第一項、第二項及び第四項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

5 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第十條第一項及び第十二條第一項の規定の適用については、第十條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、

第十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

第十七条中「第十二条第一項の承認」を、「第十二条第一項（前条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「使用承認」という。）」に改め、同条第一号中「第十二条第一項の承認」を「又は教育委員会が使用承認」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「又は教育委員会が第十二条第四項（前条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、「第十二条第一項の承認」を「使用承認」に改める。

第十八条中「第十二条第一項の承認」を「使用承認」に改める。

（山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部改正）

第八条 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例（昭和五十四年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「まで」の下に「の日」を加える。

第十条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同項第五号中「第十七条第三項及び第十八条第二項」を「第十八条第三項及び第十九条第二項」に改め、同条第三項を削る。

第十一条中「前条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十二条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「キャンプ場を利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るキャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条中「第十六条」を「第十七条」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十条中「第十条第一項の承認」を「利用承認」に、「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十一條とする。

第十九条中「の承認若しくは第十七条第一項」を「（第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「利用承認」という。）若しくは第十八条第一項」に改め、同条第一号中「第十条第一項の承認」を「又は知事が利用承認」に改め、同条第二号中「第十一條」を「又は知事が第十一条（第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、「第十条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条第三号及び第四号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十二條とする。

第十八条を第十九条とする。

第十七条第三項中「第一項の」を「同項の」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条中「の各号」を削り、同条第五号中「はり紙又ははり札」を「貼紙又は貼札」に改め、同条を第十七条とし、第十五条の次に次の一條を加える。

（知事による管理）

第十六条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定する武田の杜の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項、第八条ただし書及び第九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にキャンプ場の利用の承認が含まれるときに限る。）における第十条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第十条第一項の承認を受けた者は、第十二条の規定にかかわらず、別表第二に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十三条、第十四条及び別表第二の規定の適用については、第十三条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十四条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第十条第一項及び第十二条第一項の規定の適用については、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十二条第

一 項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十六条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表第二中「第十二条関係」を「第十二条、第十六条関係」に、「テントサイト利用料金」を「テントサイト」に改め、「の利用料金」を削る。

(山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部改正)

第九条 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「その」を「、その」に改め、同項第二号中「まで」の下に「の日」を加える。

第八条第二項中「利用を承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「利用者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る文化ホールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第八条第一項の承認」を「第八条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)」に改め、同条第一号中「が第八条第一項の承認」を「又は知事が利用承認」に改め、同条第二号中「が第九条」を「又は知事が第九条(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(知事による管理)

第十三条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定する文化ホールの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特

に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に文化ホールの利用の承認が含まれるときに限る。)における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の收受が含まれるときに限る。)において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

一 施設(次号及び第四号に掲げる区分を除く。) 別表第一に定める額
二 施設(次に掲げる学校の教育活動又は福祉の事業であつて、入場料金を徴しないもの又は入場料金の額が五百円未満のもののために駐車場を除く施設を利用する場合に限る。) 別表第二に定める額

イ 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校が行う教育活動であつて幼児、児童又は生徒を対象とするもの
ロ 県内に所在する社会福祉法人又は社会福祉に関する事業を主たる目的とする

団体が行う社会福祉に関する事業

三 設備器具 別表第三に定める額

四 施設(駐車場に限る。) 別表第四に定める額

5 前項の場合における第十一条及び別表第一から別表第四までの規定の適用については、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、別表第一中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第三中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第四中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十三条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料

金とみなす」とする。

別表第一中「第十条関係」を「第十条、第十三条関係」に改め、同表備考1中「かつこ内」を「括弧内」に改める。
別表第二から別表第四までの規定中「第十条関係」を「第十条、第十三条関係」に改める。

(山梨県立防災安全センター設置及び管理条例の一部改正)

第十条 山梨県立防災安全センター設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「その」を「、その」に改め、同項第四号中「まで」の下に「の日」を加える。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(知事による管理)

第十一条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項及び第八条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合における第九条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは、「知事」とする。

(山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例(昭和五十八年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十一条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「センターを利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第九条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第十七条を第十八条とする。

第十六条中「第九条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十七条とする。
第十五条中「、第九条第一項の承認」を「、第九条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条並びに別表において「利用承認」という。)」に改め、同条第一号中「が第九条第一項の承認」を「又は教育委員会が利用承認」に改め、同条第二号中「が第十条」を「又は教育委員会が第九条(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第九条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(教育委員会による管理)

第十五条 第四条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項及び第八条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。)における第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の收受が含まれるときに限る。)において、第九条第一項の承認を受けた者は、第十一条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十二条、第十三条及び別表の規定の適用については、第十二条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十三条中「指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、

同表備考中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

6 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第九条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用については教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十一条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十五条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第十一条関係」を「第十一条、第十五条関係」に改める。

(山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正)

第十二条 山梨県立射撃場設置及び管理条例(昭和五十九年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「まで」の下に「の日」を加える。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「射撃場を利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る射撃場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「、第八条第一項の承認」を「、第八条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)」に改め、同条第一号中「が第八条第一項の承認」を「又は教育委員会が利用承認」に改め、同条第二号中「が第九条」を「又は教育委員会が第九条(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(教育委員会による管理)

第十四条 第三条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定する射撃場の管理

の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に射撃場の利用の承認が含まれるときに限る。)における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条、第十二条及び別表の規定の適用については、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第十条関係」を「第十条、第十四条関係」に改める。

(山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例(昭和六十二年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「まで」の下に「の日」を加える。

第十条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改める。

第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第十条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十六条とする。
第十四条中「第十条第一項の承認」を「第十条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「利用承認」という。）」に改め、同条第一号中「が第十条第一項の承認」を「又は教育委員会が利用承認」に改め、同条第二号中「が第十一条」を「又は教育委員会が第十一条（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第十条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。
（教育委員会による管理）

第十四条 第六条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第七条に規定する自然の里の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第九条第二項の規定の適用については、同項中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に自然の里の利用の承認が含まれるときに限る。）における第十条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第十条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

（山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正）
第十四条 山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

第十一条第四項中「承認に」の後に「ついて」を加え、同条に次の一項を加える。

5 教育委員会は、第一項又は第二項の承認を受けた者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。
第十二条第二項中「使用を承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条に次の一項を加える。

5 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（教育委員会による管理）

第十六条 第五条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第六条に規定する文学館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第八条第二項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第十条第一項の規定による文学資料等の観覧の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第十二条第一項の規定による文学館の研修室、講堂又は研究室の使用の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第五項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

5 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第十条第一項及び第十二条第一項の規定の適用については、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、

第十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

第十七条中「第十二条第一項の承認」を「第十二条第一項（前条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「使用承認」という。）に改め、同条第一号中「第十二条第一項の承認」を「又は教育委員会が使用承認」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「又は教育委員会が第十二条第五項（前条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、第十二条第一項の承認」を「使用承認」に改める。

第十八条中「第十二条第一項の承認」を「使用承認」に改める。

（山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第十五条 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例（平成二年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改める。

第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第十条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「若しくは第十条第一項の承認」を「若しくは利用承認」に改め、同条第三号中「が第十条第一項の承認」を「又は知事が利用承認」に改め、同条第四号中「が第十一条」を「又は知事が第十一条（第十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、第十条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「の承認」を「（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（次条及び第十六条において「利用承認」という。）」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（知事による管理）

第十三条 第五条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第六条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第八条第二項及び第九条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止

を命じた業務に会議室の利用の承認が含まれるときに限る。）における第十条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第十条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

別表中「第十三条関係」を「第十四条関係」に改める。

（山梨県立まきば公園設置及び管理条例の一部改正）

第十六条 山梨県立まきば公園設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第五号中「はり紙又ははり札」を「貼紙又は貼札」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（知事による管理）

第十条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定するまきば公園の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項及び第八条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

（山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部改正）

第十七条 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「まで」の下に「の日」を加える。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第九条中「利用者が前条第二項各号」を「前条第一項の承認を受けた者が同条第二項各号」に、「同条第一項の」を「当該」に改める。

第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「利用者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者（第四項において「利用者」という。）は、指定管理者に対し、当該承認に係るアイメッセ山梨の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第八条第一項の承認」を「第八条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「利用承認」という。）に改め、同条第一号中「が第八条第一項の承認」を「又は知事が利用承認」に改め、同条第二号中「が第九条」を「又は知事が第九条（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（知事による管理）

第十二条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するアイメッセ山梨の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条ただし書及び第七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務にアイメッセ山梨の利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設及び設備器具の区分に応じ、当該各号に定める基準額に〇・八を乗じて得た額から当該基準額に一・二を乗じて得た額までの範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

一 展示場、会議室及び展示場に係る設備 別表第一に定める基準額
二 設備器具（前号に掲げる設備を除く。） 別表第二に定める基準額

5 前項の場合における第十条第四項及び第五項、別表第一並びに別表第二の規定の適用については、同条第四項中「指定管理者が既に収入として収受した利用料金」とあるのは「既に納付した使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第五項中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表第一中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十二条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表第一及び別表第二中「第十条関係」を「第十条、第十二条関係」に改める。

（山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正）

第十八条 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とする。
第十一条を第十二条とする。

第十条第三号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第九号中「はり紙、はり札」を「貼紙、貼札」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。
(知事による管理)

第十条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

(山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十九条 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「センターを利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第八条第一項の承認」を「第八条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)」に改め、同条第一号中「が第八条第一項の承認」を「又は教育委員会が利用承認」に改め、同条第二号中「が第九条」を「又は教育委員会が第九条(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。
(教育委員会による管理)

第十四条 第三条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を

定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条ただし書及び第七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。)における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条、第十二条及び別表の規定の適用については、第十条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表第一号中「普通利用料金限度額」とあるのは「普通使用料の限度額」と、「貸切り利用料金限度額」とあるのは「貸切り使用料の限度額」と、「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」と、同表第二号中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正)

別表中「第十条関係」を「第十条、第十四条関係」に改める。

第二十条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第一号）の

一部を次のように改正する。

第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とし、第四十六条を第四十七条とする。

第四十五条各号中「指定管理者」を「指定管理者又は知事」に改め、同条を第四十六条とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

（知事による管理）

第四十五条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定する特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の規定により知事が特定公共賃貸住宅及び共同設備の管理の業務を行う場合における当該知事が行う業務についての第七条第一項、第八条、第十条から第十三条まで、第十四条第二項及び第三項、第十六条第四項、第二十一条第一項、第二十五条、第二十七条ただし書、第二十八条第一項ただし書及び同条第二項、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条第一項及び第三項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第三十九条第二項及び第三項並びに第四十二条第一項の規定の適用については、これらの規定（第二十一条第一項を除く。）中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十六条第四項中「知事がその日」とあるのは「その日」と、第二十一条第一項中「県又は指定管理者」とあるのは「県」とする。

（山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部改正）

第二十一条 山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「まで」の下に「の日」を加える。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改める。

第十三条を第十四条とする。

第十二条中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「第八条第一項の承認」を「第八条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条並びに別表において「利用承認」という。）」に改め、同条第一号中「が第八条第一項の承認」を「又は知事が利用承認」に改め、同条第二号中「が第九条」を「又は知事が第九条（前条第

三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（知事による管理）

第十一条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にセンターの会議室の利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

（山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例の一部改正）

第二十二条 山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「まで」の下に「の日」を加える。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（知事による管理）

第九条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条ただし書の規定の適用については、

これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

第二十三条 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「まで」の下に「の日」を加える。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「体験学習施設を利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る体験学習施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

第十四条（知事による管理）

第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に体験学習施設の利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用

料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条、第十二条及び別表の規定の適用については、第一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

第二十四条（山梨県営住宅設置及び管理条例の一部改正）

（山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の二」に改める。第六章中第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二（知事による管理）

第五十条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五十一条に規定する準特定優良賃貸住宅の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の規定により知事が準特定優良賃貸住宅の管理の業務を行う場合における当該知事が行う業務についての第五十三条の規定の適用については、同条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる字句	読み替える字句
適用せず、第四条第一項	適用せず

<p>第八条第二項、第九条第一項及び第三項、第十条、第十一条（第一項を除く。）、第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十四条、第十七条第一項及び第四項、第十九条第一項及び第三項、第二十三条、第二十五条ただし書、第二十六条第一項ただし書及び同条第二項</p>	<p>第十四条、第十七条第一項</p>
<p>第二十九条第二項、第三十条第一項及び第三項、第三十二条</p>	<p>第二十九条第二項</p>
<p>第三十九条、第四十条（第二項を除く。）、第五十五条、第五十七条第二項、第五十八条、第五十九条（第一項を除く。）、第六十三条（第二項を除く。）</p>	<p>第三十九条</p>
<p>並びに第六十七条</p> <p>第四条第一項、第五条、第八条第二項、第九条第一項及び第三項、第十条、第十一条（第一項を除く。）、第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十七条第四項、第二十三条、第二十五条ただし書、第二十六条第一項ただし書及び同条第二項、第三十条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第四十条第一項、第五十五条、第五十七条第二項、第五十八条、第五十九条（第一項を除く。）並びに第六十三条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第五条第三号</p>	<p>及び第六十七条</p> <p>第五条第三号</p>
<p>指定管理者が入居者</p> <p>と、同条第四項中「その日」とあるのは「知事がその日」と、第十九条第一項中「県」とあるのは「県又は指定管理者の」と、同条第三項</p>	<p>知事が入居者</p> <p>と</p>

<p>及び第三十四条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」と</p>	
<p>第三十九条中「知事に」とあるのは「指定管理者に」と、</p>	<p>第三十九条中</p>
<p>と、第四十条第三項及び第四項並びに第六十三条第三項中「知事は、」とあるのは「知事は、指定管理者が」と</p>	<p>と</p>

（山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部改正）

第二十五条 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「センターを利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。
（知事による管理）

第十四条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知

事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならぬ。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条、第十二条及び別表の規定の適用については、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、同表備考中「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十条第四項の規定により既に納付した使用料金があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第十条関係」を「第十条、第十四条関係」に改める。

第二十六条 山梨県立科学館設置及び管理条例の一部改正

（山梨県立科学館設置及び管理条例の一部改正）
次のように改正する。

第六条第一項第三号中「まで」の下に「の日」を加える。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

第九条第二項及び第三項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧の承認を受けようとする者が前条第二項各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

第十条を削る。
第十一条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「科学館を利用する者が納付する入館料」を「入館料」に改め、「以下」の下に「これらを」を加え、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る科学館の入館に係る料金（以下「入館料」という。）を納付しなければならない。

2 前条第一項の承認を受けた者は、入館料のほか、指定管理者に対し、当該承認に係る科学館のプラネタリウム若しくは映画の投影又は特別の企画による展示の観覧に係る料金（以下「観覧料」という。）を納付しなければならない。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十四条（教育委員会による管理）

第三条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定する科学館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第八条第一項の規定による科学館の入館の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該入館について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第九条第一項の規定による科学館のプラネタリウム若しくは映画の投影又は特別の企画による展示の観覧の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について指定

管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

5 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項又は第九条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項又は第二項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

6 前項の場合における第十一条及び第十二条の規定の適用については、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」とする。

7 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項及び第二項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該入館について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項及び第二項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第五項の規定により既に納付した使用料金があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

（山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部改正）
別表第一及び別表第二中「第十一条関係」を「第十条、第十四条関係」に改める。

第二十七条 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成十三年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十一条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「水族館を利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第九条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る水族館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。
（知事による管理）

第十五条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがな

いとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定する水族館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に水族館の利用の承認が含まれるときに限る。）における第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第九条第一項の承認を受けた者は、第十一条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十二条、第十三条及び別表の規定の適用については、第十二条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十三条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同条中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料金限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、同表備考中「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第九条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十一条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十五条第四項の規定により既に納付した使用料金があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第十一条関係」を「第十一条、第十五条関係」に改める。

(山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正)
第二十八条 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(平成十四年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「まで」の下に「の日」を加える。
 第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に、「次の表」を「別表」に改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「野球場を利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る野球場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十六条とする。
 第十四条中「第八条第一項の承認」を「第八条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)」に改め、同条第一号中「が第八条第一項の承認」を「又は教育委員会が利用承認」に改め、同条第二号中「が第九条」を「又は教育委員会が第九条(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。
 (教育委員会による管理)

第十四条 第三条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定する野球場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に野球場の利用の承認が含まれるときに限る。)における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利

用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の收受が含まれるときに限る。)において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条及び第十二条の規定の適用については、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」とする。

6 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。
 附則の次に次の別表を加える。

別表(第十条、第十四条関係)

利用の区分	一時間		一日
	午前	午後	
一般	五九〇円	一、八九〇円	四、一三〇円
高校生以下	二九〇円	九三〇円	一、四九〇円
		午前八時三十分から正午まで	正午から午後五時三十分まで
			午前八時三十分から午後五時三十分まで

(山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十九条 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例(平成十七年山梨県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項を削る。

第七条中「利用者」を「前条第一項の承認を受けた者」に、「前条第一項の」を「当該」に改める。

第八条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「利用者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第六条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る牧場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（知事による管理）

第十条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定する牧場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に牧場の利用の承認が含まれるときに限る。）における第六条及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第六条第一項の承認を受けた者は、第八条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

4 前項の場合における別表の規定の適用については、同表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

5 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第六条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十

条第三項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第八条関係」を「第八条、第十条関係」に改める。

（山梨県立あゆみの家設置及び管理条例の一部改正）

第三十条 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例（平成十八年山梨県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第三項」を「第四項及び第九条第二項」に、「法第二十九条第三項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額を利用料金として」を「指定管理者に対し、あゆみの家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を」に改め、同条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同条第三項中「知事が」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 利用料金の額は、法第二十九条第三項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額とを合計した額とする。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（知事による管理）

第九条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定するあゆみの家の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、あゆみの家を利用した者は、第七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、法第二十九条第三項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額とを合計した額の使用料を納付しなければならない。

3 前項の場合における第七条第四項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「第九条第二項」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「使用料」とする。

（山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部改正）

第三十一条 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例（平成二十一年山梨県条例第八

号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる者は、指定管理者に対し、梨の実察等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第六条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同条第三項中「第一項本文」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 利用料金の額は、法第二十九条第三項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額とを合計した額とする。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(知事による管理)

第八条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定する梨の実察等の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、第六条第一項各号に掲げる者は、同項から同条第三項までの規定にかかわらず、法第二十九条第三項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額とを合計した額の使用料を納付しなければならない。

3 前項の場合における第六条第四項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「第八条第二項」と、「指定管理者は、知事が同項各号」とあるのは「知事は、第六条第一項各号」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例の一部改正)

第三十二条 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例(平成二十二年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「まで」の下に「の日」を加える。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第九条中「利用者が前条第二項各号」を「前条第一項の承認を受けた者が同条第二

項各号」に、「同条第一項の」を「当該」に改める。

第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「利用者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者(第四項において「利用者」という。)は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第八条第一項の承認」を「第八条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)」に改め、同条第一号中「が第八条第一項の承認」を「又は知事が利用承認」に改め、同条第二号中「が第九条」を「又は知事が第九条(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第八条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(知事による管理)

第十二条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。)における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、別表に定

める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第五項中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない」と、同項ただし書中「ならない」とあるのは「ならない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、当該承認について第十二条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第十条関係」を「第十条、第十二条関係」に改める。

(山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部改正)

第三十三条 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、次条に規定する駐車場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

(山梨県立図書館設置及び管理条例の一部改正)

第三十四条 山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十三条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十一条第一項の承認を受けた者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十一条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る図書館

のイベントスペース等又は駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第十一条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条中「、第十一条第一項の承認」を「、第十一条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「利用承認」という。）に改め、同条第一号中「が第十一条第一項の承認」を「又は教育委員会が利用承認」に改め、同条第二号中「が第十二条」を「又は教育委員会が第十二条（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、」第十一項第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一項を加える。

(教育委員会による管理)

第十七条 第六条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第七条に規定する図書館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第九条第二項ただし書及び第三項ただし書並びに第十条第四項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合）にあっては、当該停止を命じた業務に図書館のイベントスペース等又は駐車場の利用の承認が含まれるとき（に限る。）における第十一条及び第十二条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第十一条第一項中「ならない」とあるのは「ならない」。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合）にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるとき（に限る。）において、第十一条第一項の承認を受けた者は、第十三条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十四条、第十五条及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十四条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十五条中「指定管理者は、教育委員会規則で定める場合」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるとき」とする。

6 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第十一条第一項及び第十三条第一項の規定の適用については、第十一条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十三条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十七条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第十三条関係」を「第十三条、第十七条関係」に改める。

第三十五条 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例の一部改正

（山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例の一部改正）
第三十二条のの一部を次のように改正する。

第八条第二項中「承認しない」を「同項の承認をしない」に改め、同条第三項を削る。

第十条第二項中「前項の利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「展示施設を利用する者が納付する利用料金」を「利用料金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの展示施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならぬ。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（知事による管理）

第十四条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に展示施設の利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の收受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条、第十二条及び別表の規定の適用については、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

別表中「第十条関係」を「第十条、第十四条関係」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例（平成二十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番